

10. 業務管理体制について【ページ ID 1038877】

事業者（法人）による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられています。

業務管理体制の所管が一宮市となっている事業者については、届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、運営指導時に一般検査を実施します。

1. 事業者が整備する業務管理体制

（介護保険法第 115 条の 32、介護保険法施行規則第 140 条の 39）

事業者で整備すべき内容は、指定又は許可を受けている介護保険事業所・施設の数に応じて定められています。

業務管理体制 整備の内容			業務執行の状況の監査 を定期的実施
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

（注 1）事業所等の数には、施設みなし事業所、介護予防サービス及び介護予防支援事業所を含みます

（例：同一の事業所が「認知症対応型共同生活介護」と「介護予防認知症対応型共同生活介護」の指定を受けている場合は、事業所の数は「2」と数える）。

（注 2）事業所等の数には、医療みなし事業所、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は含みません。

2. 届出書に記載すべき事項

（介護保険法施行規則第 140 条の 40）

届出事項	対象となる介護サービス事業者
[1] 事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
[2] 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
[3] 「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者
[4] 「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(介護保険法第 115 条の 32、介護保険法施行規則第 140 条の 40)

事業者は法人単位で業務管理体制の整備に関する届出を、関係行政機関へ提出する必要があります。
 全ての事業所・施設が一宮市内にある事業者は一宮市が届出先となります。事業者は[1]～[5]のいずれかに該当しますので、所管の行政機関にて届出方法の詳細をご確認ください。業務管理体制の整備に関する届出が未提出であることが判明した場合は、速やかに所管の行政機関に届出書を提出してください。

区分		届出先
[1] 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	① 事業所等が 3 以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
	② ①以外の事業者	主たる事務所の所在地の都道府県
[2] 全ての事業所等が同一指定都市のみに所在する事業者		指定都市
[3] 全ての事業所等が同一中核市のみに所在する事業者		中核市
[4] 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者		市町村
[5] 上記以外の事業者		都道府県

4. 届出に必要な様式及び届出方法

(介護保険法第 115 条の 32、介護保険法施行規則第 140 条の 40)

下記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。
 ※法人所在地、代表者の変更等による変更届出書の提出時に、業務管理体制の届出の提出漏れが散見されますので、ご注意ください。

届出が必要となる事由	様式	記載要領等
[1] 業務管理体制を整備した場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 2 項)	第 1 号様式	記載要領 1 記載例 1
[2] 事業所等の指定や廃止により事業展開地域が変更し、届出先区分の変更が生じた場合（介護保険法第 115 条の 32 第 4 項） <u>(注) この区分の変更に関する届出は、変更前及び変更後双方の行政機関に届け出る必要があります。</u>	第 1 号様式	記載要領 2 記載例 2
[3] 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 3 項) ただし、以下の場合は変更の届出は必要ありません。 <ul style="list-style-type: none"> 事業所等の数に変更が生じたものの、整備する業務管理体制に<u>変更がない場合</u> 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 	第 2 号様式	記載要領 3 記載例 3